

宇治市監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 29 年 1 月 27 日

宇治市監査委員

小 山 茂 樹

森 真 二

堀 明 人

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 第2 監査の対象

平成28年度教育部及び議会事務局の財務に関する事務の執行について

## 第3 監査の実施期間

平成28年11月7日から同年12月21日まで

## 第4 監査の概要

この監査は、教育部教育総務課、学校教育課及び議会事務局における事務事業のうち、主として平成28年4月1日から同年9月30日までの財務に関する事務及び学校教育課（学校実地監査）を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

## 第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

教育使用料収入状況（教育総務課）

幼稚園使用料（保育料）収入状況（学校教育課）

報償費支出状況（教育総務課）

補助金支出状況（学校教育課）

政務活動費支出状況（議会事務局）

委託料支出状況

工事請負費支出状況（学校教育課）

備品管理状況

学校実地監査

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

## 記

### 1 教育総務課

#### (1) 教育使用料収入状況について

特になし。

なお、教育使用料のうち、平成 25 年度の前回定期監査等において指摘を行った地域開放型教室及び中学校施設の開放事業に係る教育使用料の徴収については、平成 26 年 4 月より教育総務課から生涯学習課へ所管替となったため、その改善状況の報告は、平成 28 年度の生涯学習課に係る公表において行う。

#### (2) 報償費支出状況について

特になし。

#### (3) 委託料支出状況について

特になし。

#### (4) 備品管理状況について

特になし。

### 2 学校教育課

#### (1) 幼稚園使用料（保育料）収入状況について

特になし。

なお、平成 25 年度の前回定期監査において、収入未済金の繰越しに係る調定の時期に遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。引き続き、未収となっている幼稚園使用料(保育料)の整理に努められたい。

#### (2) 補助金支出状況について

宇治市補助金等交付規則の範囲内で事務の取扱いがなされているものの、要項とは異なる取扱いがなされているものが一部に見受けられた。規則と要項の関係を整備されたい。

#### (3) 委託料支出状況について

支出負担行為の遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### (4) 工事請負費支出状況について

特になし。

#### (5) 備品管理状況について

特になし。

(6) 学校実地監査について

東宇治中学校、木幡小学校の2校に対し、危機管理対策、公印管理状況、備品管理状況、薬品管理状況及び郵券等管理状況を中心に、関係教職員からの説明を求めた。

両校とも、調査対象に関して特に指摘する事項は見当たらなかった。今後も児童・生徒の安全確保に向けて危機管理体制の強化に努め、万全を期されるよう求める。また、教育委員会においては各学校と十分に連携を図り、適正な事務の執行管理及び積極的な学校支援に取り組むとともに、宇治市教育振興基本計画等に基づき、これからの時代にふさわしい教育施策の推進に努められるよう期待する。

3 議会事務局

(1) 政務活動費支出状況について

特になし。

(2) 委託料支出状況について

特になし。

(3) 備品管理状況について

特になし。